

提案提出元	読賣テレビ放送株式会社
-------	-------------

項目	意見
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	
2. 論点に対してどのように考えるか。	<p>意見</p> <p>1 導入目的に①「公共財としての周波数の利活用に資する」を加え、②「国民共有の財産を国民全体のために活用」、③「免許手続きの透明性の確保」の3点を主たる導入目的とする。従って、特に①、②の観点から、周波数を使用する事業の公共性や地域性、更に文化性（項目9と関連）を阻害しないことが極めて重要と考える。一方、「電波の経済的価値を反映した負担を求めることに電波の能率的な利用」や「新たな財源とする」などは導入による副次的な効果であり、主たる導入目的としては相応しくないと考えます。</p> <p>2 電波利用料の一部とする。</p> <p>3 上記項目1、2との関連から、国民全体の公共的な目的を用途とした一般財源とすることが適当と考える。</p> <p>4 公共性や安定性（継続性）、エリアの地域性、文化の保持・発展などに果たす役割が大きい事業（例；基幹放送）の周波数は対象としない。</p> <p>5 項目1の①の趣旨を担保する制度とすべき。</p> <p>6 二次取引（転売）は原則禁止とする。</p> <p>7 電波利用料制度の機能の一部とする（次期電波利用料で取り入れられたような、特定ケースに限定した役割とする）。</p> <p>8 現在、例えば読売テレビは地上デジタル放送を行うための放送局免許だけでおよそ160の免許が必要となっていることなどを念頭に、オークション導入が免許制度（及び有効期間）とそれに基づいている事業を阻害したり、混乱させることがないように</p>

		最新の注意を払った事前整理が必要と考える。
	9	外資規制の対象とする。
3. その他 (留意事項や情報提供など)		